

| | | | | | | |
|-------|---------------|------|--------|---------------------------|----------|-----------|
| 事業設計書 | | | 設計番号 | | | |
| 所属部課名 | 市民部 市民安全課 | | | 設計年月日 | 令和 年 月 日 | |
| 部長 | 課長 | 参事補 | 補佐 | 主幹 | 主査 | 担当 設計者 |
| 事業名称 | 交通公園清掃等委託 | | | | | |
| 事業場所 | 松戸市小金原一丁目25番地 | | | | | |
| 路線番号 | | | | | 事業施行方法 | |
| 年度科目 | 令和8年度 | 事業期間 | 自 至 | 令和8年 4月 1日 令和9年 3月 31日 | | |
| 委託価格 | 一金 | | | | 設計審査済 | |
| 委託費計 | 一金 (単価の合計) | | | | | |

內訛表

造 園 工

第1表単価表

1日当たり

| 名 称 | 規格・寸法 | 単位 | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 摘要 |
|-------|-------|----|-----|-----|-----|----|
| 造 園 工 | | 人 | 1 | | | |
| 諸 雜 費 | | 式 | 1 | | | |
| 小 計 | | | | | | |
| 諸 経 費 | | 式 | 1 | | | |
| 合 計 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

軽作業員

第2表単価表

1回当たり

| 名 称 | 規格・寸法 | 単位 | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 摘要 |
|-------|-------|----|-----|-----|-----|----|
| 軽作業員 | | 人 | 1 | | | |
| 諸 雜 費 | | 式 | 1 | | | |
| 小 計 | | | | | | |
| 諸 経 費 | | 式 | 1 | | | |
| 合 計 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

2 t トラック運転

第3表単価表

1 h 当たり

| 名 称 | 規格・寸法 | 単位 | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|----------|----------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 軽 油 | | ℓ | 4.9 | | | |
| 普通トラック損料 | 国産・普通・ディーゼル2t積 | h | 1 | | | |
| 諸 雜 費 | | 式 | 1 | | | |
| 小 計 | | | | | | |
| 1 日当たり単価 | | | | | | |
| 諸 経 費 | | | | | | |
| 合計 | | | | | | |

仕 様 書

本仕様書は、交通公園清掃等委託の大要を示すものであるが、現場の状況に応じ、軽微なものは本書に記載されてない事項であっても、委託者が美観上必要と認めた作業については、予算の範囲内で実施するものとする。

1 業務内容

松戸市ユーカリ交通公園のゴミ・落葉等の清掃及び除草・樹木の剪定（管理棟を除く）

2 作業及び人員

（1）日常清掃作業については、原則として週3日軽作業員1人で行うものとし年間156日以内を予定する。また、ゴミ処理については月に1回軽作業員1人、トラック1台で行うものとし年間12日以内を予定する。なお、ゴミ処分量は、年間13,050kgを予定する。

（2）除草、樹木の手入れ、芝刈り作業については、造園工60人、軽作業員37人、トラック24台を予定し行うものとする。ただし、状況により人員が不足する場合は、監督職員と協議の上調整するものとする。

3 一般事項

（1）受託者は交通公園内外に作業員を適正に配置し委託者の業務に支障のないよう、能率的に作業を実施すること。

（2）受託者は作業を指示監督するために、総括責任者をおき新任及び異動が生じた場合は速やかに委託者へ届け出ること。

（3）受託者は仕様書に基づき作業実施計画表を作成し、契約締結後に委託者に提出し、承認をうけること。

（4）受託者は作業実施の内容を記録した日誌を提出し、委託者の承認をうけること。

（5）薬剤の使用については、基本使用しないこと。使用する場合は監督職員に判断を仰ぐこと。

4 日常清掃及びゴミの処理

交通公園内及び交通公園周辺の歩道等のゴミ及び落葉等の清掃を行う。また、清掃に伴って集めたゴミは法令等を遵守し適正に処理するものとする。

5 除草（人力）

4月より秋口（9月～10月）までの間に実施すること。雑草は根を残さないように取り除くこと。

6 樹木の手入れ

（1）上中木剪定

電線及び隣接している住宅に触れているもの、日照等に影響を与える樹木を中心に剪定すること。


（2）灌木類

年1回刈込むこと。特に花木類については、花期の終了とともに実施すること。

7 芝刈り

芝刈時期と回数は、芝の育成と関連して5月～10月の間に実施すること。

8 その他においては監督職員の指示によること。



交通公園清掃等委託年間予定数表（令和8年度）

| No. | 種 別 | 数 量 |
|-----|---------|----------|
| 1 | 造園工 | 60人 |
| 2 | 軽作業員 | 205人 |
| 3 | 2t トラック | 36台 |
| 4 | ごみ処理量 | 13,050kg |